

ウッドトランスマシステム協会について

目的

本協会は、ウッドトランスマシステム（以下、WTS）商品の普及および開発支援を通じて、災害に強い社会の実現と、循環型資源である木材の有効利用を目的とする。

事業内容

本協会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. WTS 商品への審査、認証業務
2. WTS に関する PR 活動および普及促進
3. WTS に関する新商品の開発支援
4. 他団体からの依頼による WTS 商品の管理受託業務
5. 他団体や行政自治体との連携窓口業務
6. 災害時 WTS を用いた被災地支援
7. その他、協会の目的達成に必要な業務

会員資格

本協会の目的に賛同し、活動に協力する個人または団体を会員とします。本協会の起点となる日本木材青壯年団体連合会のウッドトランスマシステムを通じた災害時支援や木材活用による社会貢献に関心を持ち、同団体の理念を大切にする方を歓迎します。

会費

会員は年会費 12,000 円を協会に納付する。また入会金は取らないものとし、既納の会費は返納しないものとする。事業内容や財務状況に応じて、年会費を見直すことができる。

特典

協会が主催するセミナーに無償で参加できる。

WTS 商品を会員特別価格で購入できる。

会長

越井 潤（越井木材工業株式会社 代表取締役社長）

ウッドトランスマシステム協会 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本協会は「ウッドトランスマシステム協会」（略称：WTS協会）と称する。

第2条（所在地）

本協会の事務局を、株式会社長谷川萬治商店内（東京都江東区富岡2-11-6）に設置する。

第3条（目的）

本協会は、ウッドトランスマシステム（以下「WTS」）の普及および開発支援を通じて、災害に強い社会の実現と、循環型資源である木材の有効利用を通じた被災地支援を目的とする。

第2章 事業

第4条（事業内容）

本協会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. WTSに関するPR活動および普及促進
2. 非常時における被災地への他団体や行政自治体との連携窓口業務
3. WTSの導入実績の管理
4. WTS商品への審査、認証業務
5. WTSに関連する開発支援
6. 他団体、個人からの依頼によるWTS商品の管理受託業務
7. その他、協会の目的達成に必要な業務

第3章 会員

第5条（会員資格）

本協会の目的に賛同し、活動に協力する個人または団体を会員とする。

第6条（会員の義務）

会員は、本会則を遵守し、協会の活動に協力する義務を負う。

第4章 組織

第7条（役員）

本協会には以下の役員を置く。

- ・会長 1名

- ・副会長 若干名
- ・理事 若干名
- ・監事 若干名

第 8 条（役員の選任）

役員は、総会の決議により選任され、任期は 2 年とする。

第 5 章 総会、および理事会

第 9 条（総会の開催）

総会は、年 1 回開催し、以下の事項を審議する。

1. 年間事業計画および予算の決定
2. 年間事業報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. その他、重要事項

第 10 条（議決）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は、毎事業年終了後 3 ヶ月以内に会長が召集する。

臨時総会は、必要があるときは理事会の議決を経て、会長が召集する。

総会は、会員の過半数の出席で成立する。但し、委任状による出席を妨げない。総会の議事は表決個数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決することとする。

会員は、代理人をもって議決権を行使できる。但し、代理人はその会員の親族若しくは従業員又は他の会員でなければならない。

総会の議長は、会長が行うものとする。

第 11 条（理事会）

本会には、会務運営上必要かつ重要な事項を審議するため、理事会を置く。

理事会は会長、副会長、理事、監事で構成し、会長が召集する。

理事会は総会に提出する議案、業務の執行に関する事項などを審議する。

第 12 条（委員会の設置）

理事会の議を経て、必要に応じて委員会を設置することができる。

委員会の運営に当たり、委員長を理事の中から選出し、理事会の承認を得る。会員より副委員長や委員若干名を置くことができる。

第6章 財務

第13条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条（会費）

会員は年会費12,000円を協会に納付する。また入会金は取らないものとし、既納の会費は返納しないものとする。事業内容や財務状況に応じて、年会費を見直すことができる。

令和7年6月7日制定